

旭川市水防計画の変更概要

1 第1章第2節 災害対策基本法の改正に準じた文言の変更

- 1 6 避難判断水位の文言を変更する。
- 1 7 氾濫危険水位の文言を変更する。

2 第4章第3節 文言の変更

- 第1 水防活動に適合する特別警報は設けられていないため変更する。

3 第4章第3節 災害対策基本法の改正に準じた文言の変更

- 第1 市・住民に求める行動等の文言を変更する。

4 第4章第3節 各種システムの変更

- 第3 1 気象庁のホームページリニューアルに伴い、システム系統図を変更する。
- 2 気象庁のホームページリニューアルに伴い、システム系統図を変更する。

5 第4章第5節 通報体制の変更

6 第4章第6節 提供情報システムの変更

- 第2 1 各情報システムの改変に伴い変更する。
- 2 各情報システムの改変に伴い変更する。

7 第9章 文言の変更

- 第2 文書中の文言を変更する。
- 第3 文書中の文言を変更する。

8 別表 各別表における数値等を変更

- 別表2 1 消防本部・署の系統図を変更する。
- 2 消防団本部付分団を追加する。
- 別表9 水門の設置場所について、水門を追加する。
- 別表12 観測所の説明について文言を変更する。